

今月は、介護保険料について紹介します。

◆ 介護保険料 Q & A

Q : 介護保険料ってどんな人が負担するの？

A : 介護保険料は 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）と 40 歳～ 64 歳の医療保険加入者（第 2 号被保険者）の人が負担することになっています。

Q : 介護保険料はどのようにして納めるのですか？

A : ・第 2 号被保険者の方は加入している医療保険の保険料を納める際、一緒に納めていただきます。
・第 1 号被保険者の方は、基本的には年金から天引きになります。何らかの理由で年金から天引きできない場合は町からお送りする納付書で納めていただくことになります。（口座振替も可能です。）

保険料の納めかた(65 歳以上)

種類	対象者	納めかた
特別徴収	老齢（退職）年金が年額 18 万円（月額 1 万 5,000 円）以上の方。	年金から天引きされます。また、特別徴収に切り替わるのは毎年 10 月からのみになっています。
普通徴収	老齢（退職）年金が年額 18 万円（月額 1 万 5,000 円）未満の方。	納付書を持って金融機関などで納めていただくか、口座振替による納付となります。

※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金のみを受給している方は、特別徴収の対象とはなりません。

**便利
ですよ**

普通徴収の場合、2 か月に 1 回の納付のため、どうしても納め忘れがあります。口座振替にすると納め忘れもなく、納めに行く手間も省けて非常に便利です。最寄りの金融機関に申し込んでください。

Q : 介護保険料の金額はどのようにして決まるの？

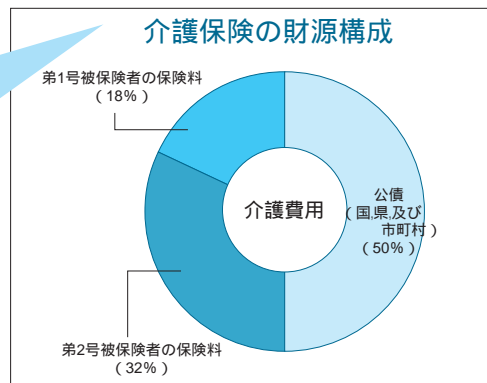
A : 40 歳以上 65 歳未満（第 2 号被保険者）の方の保険料は、加入している医療保険によって算定方法が異なります。65 歳以上（第 1 号被保険者）の方の保険料は、介護保険サービスの総費用をもとに算定されます。また、前年度の所得の状況をもとに 5 段階に分けて（低所得の方には、負担が重くならないように）負担していただきます。

現在、大崎町の基準額は年額 54,000 円（月額 4,500 円）です。

第 1 号被保険者は介護保険事業運営にかかる費用の 18% を負担します。

介護保険料の
基準額 = $\frac{\text{介護費用の 18\%}}{\text{大崎町の 65 歳以上の人口}}$
(年間 54,000 円)

A : 介護保険料は、介護保険サービスを使った分だけ、はねかえってくるということが分かります。



【問い合わせ先】 大崎町役場福祉課介護保険係 TEL 76 - 1111（内線 131）